**様式第２６条（第６条関係）**

**〒**

**年　　月　　日**

**様**

**鹿沼市福祉事務所長　　　　　印**

**生活保護法による保護決定に伴う扶養義務について（照会）**

**次の方は、生活保護法による保護を　　　ですが、生活保護法では民法に定められた扶養義務者による援助は生活保護に優先して行われるものとされています。**

**そのため、保護を決定・実施するためには、あなたからの扶養義務の履行状況等について調査させていただき把握しておく必要があります。**

**つきましては、御多忙のところ誠に恐れ入りますが、今後どの程度援助していただけるのか、あるいは援助は困難なのか、また、それらはあなたやあなたのご家族のどのような事情によるものか等について、別紙「扶養届書」に記入し回答ください。**

**なお、経済的な援助が困難な場合であっても、心理面での援助や、入院・入所が必要な場合の同意等、福祉事務所では対応が難しい事柄について、今後ともご協力いただければ幸いです。**

**追って、回答いただけない場合は、生活保護法第２９条に基づき、当事務所から関係先等に調査を行う場合もありますので、あらかじめ御承知ください。**

**１　生活保護法による保護を　　　　の方の氏名等**

|  |  |
| --- | --- |
| **住　所** |  |
| **氏　名** |  | **続き柄** | **あなたの** |

**２　特記事項**

|  |
| --- |
|  |

**３　回答期限　　　　　年　　月　　日　までに回答ください。**

**４　回答・問い合わせ先**

|  |
| --- |
| **〒３２２-８６０１　栃木県鹿沼市今宮町1688番地1****鹿沼市福祉事務所　　　　（　　　　　）****TEL** |

* 参考

生活保護法第４条　保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

２　民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

民法第８７７条　直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

２　家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

　生活保護法第２９条（一部抜粋）　保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第７７条若しくは第７８条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法（昭和３４年法律第１４１号）第３条第２項に規定する共済組合等に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

一　要保護者又は被保護者であった者

二　前号に掲げる者の扶養義務者　氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況その他政令で定める事項